

別表第2（第6条関係）

補助対象経費

区 分	対 象 経 費
会場整備費	補助事業のための会場整備に係る経費
印刷製本費	チラシ及びパンフレットの印刷に係る経費
通信運搬費	はがき、郵便切手、宅配便等の経費
消耗品費	事務用品等の購入費 ※ 1件あたりの単価が1万円以上のものは、補助対象経費としない。 ※ イベント、大売出し等の景品類及び無償で配布する物品の購入費は、補助対象経費としない。
広告宣伝費	テレビ、ラジオ及び新聞等のマスメディアを利用した折込広告等に係る経費
賃借料	端末機等の機器リース料、会議会場等の使用料及び施設等の賃借料
保険料	補助事業のため新規で加入する保険料
雑役務費	アンケート調査及びイベント事業等を行うアルバイトの賃金等 ※ 補助事業を実施する団体に属する者への賃金、謝礼等は、補助対象経費としない。
委託費	第三者に委託することが合理的であると認められる経費 ※ 委託の理由書を作成すること。
その他	市長が特に必要と認める経費